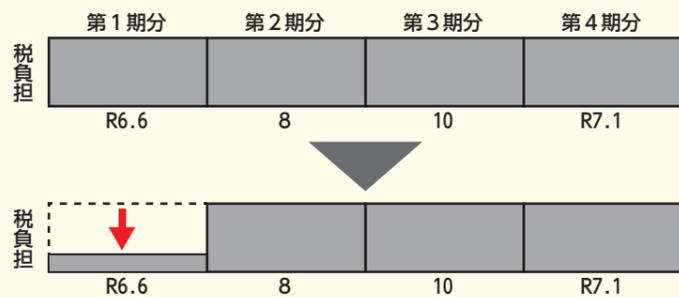


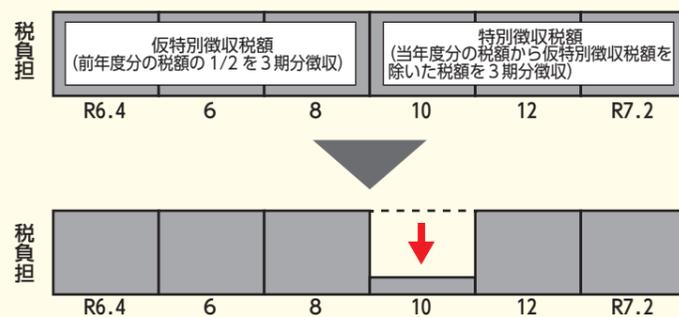
②普通徴収（自身で納付書または口座振替で納付される方）



6月分から控除（控除し切れない場合は8月分から順次控除）

定額減税“前”の税額を基に算出された第1期分の税額から減税され、減税し切れない場合は、第2期分以降の税額から順次減税されます。

③公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金から天引きされる方）



10月分から控除（控除し切れない場合は12月分から順次控除）

定額減税“前”の税額を基に算出された令和6年10月分の特別徴収額から控除され、控除し切れない場合は、令和6年12月以降の特別徴収額から順次減税されます。

令和6年度から 森林環境税が課税されます

温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度から森林環境税が課税されます。

この税収の全額は、森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

なお、全体の負担額は変わりません。

税率・課税方法

年額千円が森林環境税（国税）として、個人住民税均等割と併せて徴収されます。

▶問合せ 税務課（市役所内線1091）

旧	令和5年度まで	県民税（均等割）	2,300円
	市民税（均等割）	3,500円	
		合計	5,800円

新	令和6年度から	森林環境税（国税）	1,000円
	県民税（均等割）	1,800円	
	市民税（均等割）	3,000円	
		合計	5,800円

『定額減税』が始まります

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための一時的な措置として、令和6年度の個人住民税所得割と令和6年分の所得税において定額減税が実施されます。

▶問合せ 税務課（市役所内線1091）

対象者

個人住民税：前年の合計所得金額が1,805万円以下で、個人住民税所得割の納税義務者
 ※個人住民税が非課税の方、個人住民税均等割・森林環境税のみ課税の方は対象外
 所得税：今年の合計所得金額が1,805万円以下で、所得税の納税義務者

定額減税額

国内に住所を有する人に限ります

個人住民税所得割分

1万円 × (納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数)

※控除対象配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下かつ納税者本人の合計所得が1,000万円以下である配偶者のこと。
 ※納税者本人の合計所得金額が1,000万円超の配偶者（合計所得金額が48万円以下）は令和7年度分の個人住民税所得割分から定額減税します。

所得税分

3万円 × (納税者本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数)

※同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下の配偶者こと。
 ※所得税の定額減税は給与所得者は令和6年6月の給料から、所得税が源泉徴収されている公的年金収入がある方は6月から順次実施されます。また、個人事業主の方は確定申告により減税額が控除されます。詳しくは国税庁ホームページまたは、西脇税務署（☎22-3171）へ。

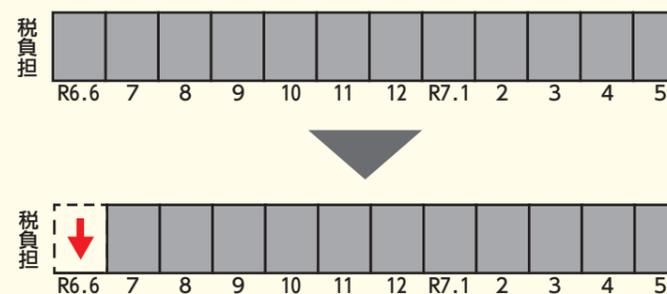
国税庁HP



個人住民税の定額減税実施方法

定額減税対象外の方は通常どおり徴収されます

①給与所得に係る特別徴収（給与から天引きされる方）



6月分は徴収されません

令和6年6月分は徴収されず、定額減税“後”の税額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分で給与から天引きされます。